

2017年10月25日

報道各位

東京都生活衛生同業組合連合会
東京都麻雀業協同組合
東京都たばこ商業協同組合連合会
一般社団法人日本たばこ協会

東京都受動喫煙防止条例（仮称）に関する署名活動の開始について

受動喫煙防止対策につきましては、国や東京都において法改正や条例制定が検討されていますが、関連業界の事業者、施設の実情、これまで業界が進めてきた具体的な取組みを尊重いただき、たばこを吸われる方と吸われない方および各事業者の多様性・自主性が尊重されるべきと考えております。

この考えに基づき、本年2月から3月にかけて、当時政府で検討されていた「受動喫煙防止対策の強化」について、関連業界の意見・要望を反映していただくため、生活衛生やたばこの業界団体を中心に、全国的な署名活動を実施しました。

今般、東京都が公表した受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方によれば、喫煙席や喫煙室の設置、全席禁煙、喫煙ルールの店頭表示等、関連業界がこれまで推進してきた取組みにも関わらず、各事業者の判断が尊重されないまま、飲食・飲酒・娯楽等をしながら喫煙ができなくなることを懸念いたします。

つきましては、東京都に対して都民や事業者の声に耳を傾け、慎重に議論することを求め、東京都を中心に関連業界一丸となり、署名活動を実施することといたしました（署名実施概要は次頁「参考」をご参照ください）。

これからも関連業界が一致協力して、個々のお店や施設の実情、これまで私たちが行ってきた取組みを踏まえながら引き続きたばこを吸われる方と吸われない方および各事業者の多様性・自主性が尊重され、お客様と事業者が「喫煙」「分煙」「禁煙」の店舗を自由に選択できる多様な社会を作りあげていく所存です。

—ご参考：署名実施概要—

- ◆ 署名実施団体 : 東京都生活衛生同業組合連合会
: 東京都麻雀業協同組合
: 東京都たばこ商業協同組合連合会
: 一般社団法人日本たばこ協会

- ◆ 実施期間 : 2017年10月26日から12月末までを目途

- ◆ 活動概要 : 団体主体の署名活動および関係者への署名活動協力依頼
: たばこ販売店頭等における署名活動
: WEB署名 (<http://shomeikatsudou.jp/>)

※WEB署名の開設は10月26日午前9時を予定しております。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京都生活衛生同業組合連合会

(東京都飲食業生活衛生同業組合) : 03 - 3541 - 6619

東京都麻雀業協同組合 : 03 - 5829 - 6342

東京都たばこ商業協同組合連合会 : 03 - 3453 - 6346

一般社団法人日本たばこ協会 : 03 - 3434 - 3661

以上